

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の開始～日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合											
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (493 単位)	×70/100	×70/100	×63/100																		
			要支援2 (546 単位)																					
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (749 単位)																					
			要支援2 (836 単位)																					
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (852 単位)																					
			要支援2 (952 単位)																					
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (445 単位)											×63/100	×70/100	×63/100								
			要支援2 (494 単位)																					
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (673 単位)																					
			要支援2 (751 単位)																					
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (766 単位)																					
			要支援2 (855 単位)																					
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (251 単位)	×63/100	×70/100	×63/100																			
		要支援2 (265 単位)																						
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (407 単位)																						
		要支援2 (430 単位)																						
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (469 単位)																						
		要支援2 (496 単位)																						
ハ サービス提供体制強化加算																								
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 18単位を加算)																								
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																								
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																								
ニ 介護職員処遇改善加算														注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計										
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×104/1000)																								
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×76/1000)																								
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×42/1000)																								
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																								
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																								

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算
		又は		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合 要支援1 (3,403 単位) 要支援2 (6,877 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要支援1 (3,066 単位) 要支援2 (6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (419 単位) 要支援2 (524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)				
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)				
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合			
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
	(2) ロを算定している場合			
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)			
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)				
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)			

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)
			又は			
					認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (755 単位) (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (743 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (783 単位) (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (771 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)						
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))						
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)						
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。